

約款改訂 新旧対照表

新	旧	備考
第26条(電子交付) 1. 当社は、お客さまに対し提供する金融商品取引法(以下「法」といいます)に規定される各種交付書面について、原則として電磁的方法により交付(以下「電子交付」といいます)するものとします。お客さまは、本約款への同意をもって電子交付に承諾したものとします。 2. 当社は、次に掲げる方法により電子交付を行うものとします。 (1)当社が管理する認証を要するウェブサイト(以下「当社顧客画面」といいます)内に顧客ファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法 (2)当社顧客画面に同意事項を記録し、これをお客さまの閲覧に供する方法 3. 当社は、次に掲げる書面を電子交付により提供することができるものとします。 (1)契約締結前交付書面等(本約款、「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭デリバティブ取引説明書」、「個人情報保護宣言および個人情報の取扱いについて」、「反社会的勢力でないことの確約」等) (2)取引残高報告書 (3)証拠金受領書 (4)取引報告書 (5)口座開設に係る各種確認書類 4. お客さまが書面による交付を希望する場合には、当社所定の方法により申し出るものとし、当社は当該申出に応じて書面による交付を行います。この場合、当社は所定の費用を請求することがあります。	第26条(電子交付) 当社は、お客さまに対し提供する金融商品取引法(以下、「法」)に規定される各種交付書面について、書面交付もしくは電磁的方法によって交付(以下、「電子交付」)することができるものとします。当社は、お客さまが本約款の同意をもって電子交付に承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。 (1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。 イ. 当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等(以下、「当社顧客画面」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法 ロ. 当社顧客画面に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する事項を記録し、顧客の閲覧に供し、同意に関する事項を記録する方法 (2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。 イ. 契約締結前交付書面等(本約款、「俺の MT4(店頭外国為替証拠金取引)に係るご注意」、「店頭デリバティブ取引説明書」、「個人情報保護宣言および個人情報の取り扱いについて」、「反社会的勢力でないことの確約」) ロ. 取引残高報告書 ハ. 証拠金受領書 ニ. 取引報告書 ホ. 口座開設にあたっての表明確約書 (3) お客さまが、当社から交付書面を電子交付によって提供を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフトおよび当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。	書面交付原則から電磁的交付原則へ変更

約款改訂 新旧対照表

新	旧	備考
5. 電子交付を利用するためには、当社が推奨する環境(PDF 閲覧ソフトおよびブラウザ等)が必要となります。 6. 法令諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合には、電子交付に代えて、既に電子交付された書面を含め、紙媒体による交付を行うことがあります。	(4) その他法令諸規則の変更および監督官庁の指示並びにその他当社が必要と判断した場合、電子交付に代えて、既に電子交付された書面も含めて、紙媒体により交付などを行うものとします。	